

実績評価書

平成18年7月

政策体系	番号	
基本目標	2	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
施策目標	2	麻薬・覚せい剤等の乱用を防止すること
	II	国内及び水際において、麻薬等の薬物事犯に対する取締りを徹底するとともに、違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）対策を進めること
担当部局・課	主管部局・課	医薬食品局監視指導・麻薬対策課
	関係部局・課	

1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標1	国内外の関係機関と協力し、不正な麻薬、覚せい剤等を押収すること (実績目標を達成するための手段の概要) 地方厚生局麻薬取締部において、薬物対策関係省庁との連携の下、警察・税関等と積極的に情報の共有化を図り、密売者や乱用者に対する徹底的な取締りを実施している。 また、国連麻薬委員会等の薬物関係の国際会議に参加し、海外の薬物情勢の情報交換等を実施するとともに、外国捜査機関と積極的に情報交換を行っている。 ○関連する経費（平成17年度予算額） ・麻薬取締活動推進費 561百万円 (評価指標の考え方) ・主な薬物（覚せい剤、大麻（乾燥大麻及び大麻樹脂の合計））の押収量及び薬物事犯の検挙件数・検挙人員を把握することにより、薬物事犯に係る取締りが効果的に行われているかを評価する。					
(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17	
薬物事犯の検挙件数 (件)	28,053 (380)	26,953 (472)	24,384 (441)	22,395 (429)	24,509 (487)	
薬物事犯の検挙人数 (人)	19,953 (302)	19,219 (391)	17,555 (381)	15,412 (355)	16,231 (421)	
主な薬物の押収量 (kg)	覚せい剤	419.2 (13.1)	442.1 (5.2)	493.5 (1.5)	411.3 (1.3)	122.8 (3.9)
	大麻（乾燥大麻及び大麻樹脂の合計）	917.4 (252)	531.7 (14.7)	881.3 (35.3)	970.1 (32.8)	886.2 (5.5)
(備考)	・評価指標は、厚生労働省・警察庁・海上保安庁及び財務省（押収量のみ）の統計資料の合計による。					

〔() 内は内数で、麻薬取締職員による件数等である。〕

実績目標 2 違法ドラッグ (いわゆる脱法ドラッグ) の取締りを徹底すること					
(実績目標を達成するための手段の概要)					
違法ドラッグ (いわゆる脱法ドラッグ) については、薬事法に抵触するおそれがあることから、アダルトショップ等での販売やインターネット上の広告等の、監視・指導等を行い、取締りを行っているほか、麻薬等と併せて啓発活動も実施している。					
また、違法ドラッグのうち、有害性が立証されたものについては、速やかに麻薬に指定し、麻薬及び向精神薬取締法による厳しい規制の対象とすることとしている。					
○関連する経費 (平成17年度予算額)					
・違法ドラッグ対策費 25百万円					
(評価指標の考え方)					
違法ドラッグについては、インターネットを通じて販売・広告されている実態があるが、違法ドラッグを販売・広告することは、未承認医薬品の流通等を禁止した薬事法に抵触するおそれがあることから、現在、警告を行うことにより違法ドラッグの流通を抑制しているところであり、インターネット上の広告に対する警告件数を把握することにより、違法ドラッグの取締りが徹底されているかを評価する。					
(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
インターネット監視による警告件数 (件)	120	44	37	29	44
(備考)					
・国から関係都道府県への通報件数をもって警告件数に代えている。(違法ドラッグを含む未承認医薬品の総通報件数は、平成13年度333件、平成14年度89件、平成15年度427件、平成16年度286件、平成17年度397件。なお、インターネット監視は平成13年度からの事業である。)					
・評価指標は、医薬食品局監視指導・麻薬対策課の調べによる。					

2. 評価

(1) 現状分析

現状分析
我が国の薬物情勢は、検挙者の大多数を占める覚せい剤事犯については、押収量は減少したものの、検挙者数は5年ぶりに増加している。また、大麻やMDMA等合成麻薬事犯については、押収量が高水準で推移するとともに、前年同様、検挙者の約9割が初犯で、特に20歳代を中心とした若年層への乱用の拡大が顕著となっており、依然として深刻であり予断を許さない状況にある。関係機関が緊密な連携を取り、取締体制の一層の充実強化を図ることが求められている。
また、違法ドラッグについては、次々と新しい物質が出現しており、インターネット上の広告を人体摂取を目的としないかのように偽装 (芳香剤等) するなどした上で、広告や販売がなされており、従来の薬事法による取締りが困難となってきた

る。そのため、迅速かつ実効性ある取締りを担保するための改正薬事法が第164回通常国会において成立し、①幻覚等の作用を有する一定の薬物を厚生労働大臣が指定して、その製造、輸入、販売等を禁止するとともに、②指定した薬物である疑いがある物品に関し、検査を受けることを命ずることができるようにすること等所要の措置を講じられることになった。

(2) 評価結果

政策手段の有効性の評価

取締関係機関相互において情報交換、合同捜査等の緊密な連携を図って取締りを強化したことにより、大量のMDMAや大麻を押収するなどの効果があった。

厚生労働省においては、関係省庁との定期的な情報交換だけでなく取締りにおいても協力を推進しており、地方厚生局麻薬取締部は、税関と協力してコントロールドデリバリー捜査を実施したほか、警察と合同捜査本部を設けて、暴力団幹部等らによるインターネットを利用した麻薬MDMA密売事件を検挙するなどの実績があった。

また、薬物乱用問題は世界的にも深刻な問題であることから、外国当局と協力して薬物情勢についての情報収集を実施したほか、国連麻薬委員会等への出席や麻薬・覚せい剤等の仕出国・中継国等への麻薬取締官の派遣等を通じて積極的な意見交換を実施することにより国際的な薬物取締対策の推進が図られた。

以上のように、麻薬等の薬物事犯に対する取締りの徹底を推進する上で効果的な施策が講じられている。

違法ドラッグ対策に関しては、インターネット監視による警告件数は、平成13年度は120件、平成14年度は44件、平成15年度は37件、平成16年度は29件と減少していたが、平成17年度は44件と増加した。これは、平成17年2月25日付けで医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知「いわゆる「脱法ドラッグ」に対する指導取締りの強化について」を発出し、標榜の如何に関わらず事実上、人体への摂取を目的として販売されていると判断される場合には、薬事法上の無承認無許可医薬品に該当し、取締りの対象になることを明確化し、取締りを推進したことが、警告件数の増加につながったものであり、効果が上がっている。

また、違法ドラッグを麻薬に指定することにより、製造・販売から所持・使用まで厳しく取締りを行うことができるようになることから、マジックマッシュルームや5-MeO-DIPT等に引き続き、平成16年度の買い上げ調査により流通実態等が確認されたMBDB等の3物質について、有害性が明らかとなったので、平成18年3月に「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令」を改正し、麻薬に指定したところである。

政策手段の効率性の評価

薬物乱用対策推進本部において策定された「薬物乱用防止新五か年戦略」や「緊急水際対策」、犯罪対策閣僚会議において策定された「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」等の各種施策の下、これらの目標の達成に向け、薬物事犯の摘発はもとより、関係省庁、関係機関との連携を密にし、協力体制を確立することにより、国際的密輸入事犯や組織的密売事犯への対応をはじめ、総合的な取締対策を推進しており、

国内及び水際における薬物取締りを推進する上で効率的な施策が講じられている。

地方厚生局麻薬取締部は、医療機関等における正規流通麻薬に係る不正事犯を都道府県の麻薬取締員と協力して取り締まっているほか、全国にまたがるインターネット密売事犯等に対して、国の機関として広域的に捜査を実施するなど、特別司法警察員として専門性・広域性を生かした効率的な薬物取締りを実施している。

また違法ドラッグ対策に関しては、薬事法上の取締り対象となる要件を明確にするとともに、特にインターネットによる広告を重点的に監視することにより、インターネットを通じて全国の不特定多数の者に違法ドラッグを広告・販売している業者に対し指導・取締りを行い、効率的に違法ドラッグの乱用防止を推進している。

総合的な評価

平成17年度は、全国で約123kgの覚せい剤の他、過去4番目となる約886kgの大麻や、過去最高となる約57万7千錠のMDMA等合成麻薬を押収するとともに、約1万6千人を検挙している（関係省庁の合計）。厚生労働省は、関係機関との情報交換のみならず、合同捜査等により摘発に積極的に貢献し成果を挙げることができたことから、施策目標の達成に向けて進展があったものと評価できる。

しかしながら、検挙人員、押収量からみても薬物事犯が深刻な状況であることに変わりがないことから、今後とも薬物対策関係省庁等との捜査協力や情報交換を通じて緊密な連携を図ることにより取締体制の充実強化を進めることが必要である。

また、違法ドラッグ対策については、インターネット上の広告に対する警告を44件実施する等、施策目標の達成に向け進展があったものと評価できる。今後、予定される改正薬事法の内容を実効たらしめるため、都道府県も含め、引き続き監視・指導体制を充実させ、取締りを強化する必要がある。

評価結果分類

- 1 目標を達成した
- ② 達成に向けて進展があった
- 3 達成に向けて進展がみられない

分析分類

- 1 分析が的確に行われている
- ② 分析がおおむね的確に行われている
- 3 分析があまり的確でない

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

違法ドラッグを麻薬に指定する際、その有害性や医療上の有用性等に関する事項について専門家による評価を行うため「依存性薬物検討会」を開催している。

違法ドラッグの乱用防止対策を検討するため、医学、薬学、法学、予防啓発の専門家及び薬事行政や薬物乱用防止教育に実際に携わっている者をメンバーとして、「脱法ドラッグ対策のあり方に関する検討会」を開催した。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

平成10年5月に薬物乱用対策推進本部が決定した「薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、覚せい剤事犯を中心に徹底した薬物取締対策を推進してきたところであるが、依然として厳しい薬物情勢に的確に対処するため、平成15年7月、新たに「薬

物乱用防止新五か年戦略」及び「薬物密輸入阻止のための緊急水際対策」を策定。

また、平成15年9月、「現在の日本の治安は危険水域にある」との認識から、全閣僚が参加した犯罪対策閣僚会議を開催するとともに、同年12月「犯罪に強い社会の実現ための行動計画」を策定。

「薬物乱用防止新五か年戦略（目標2）」

薬物密売組織の壊滅を図るとともに、末端乱用者に対する取締りを徹底する。」との方針に基づき、麻薬取締官を増員する等して暴力団、イラン人等外国人密売組織の取締りを強化しているとともに、ますます巧妙化している密売方法に的確に対処し、また、末端乱用者の検挙の徹底を図っている。

「薬物乱用防止新五か年戦略（目標3）」

「薬物の密輸を水際でくい止めるとともに、薬物の密造地域における対策への支援等の国際協力を推進する」との方針に基づき、密輸事犯の検挙を進めるとともに、国際会議への出席や職員の派遣等を通じて外国当局等との関係強化を図っている。

「薬物密輸入阻止のための緊急水際対策」

「薬物の密輸を水際で食い止める上での海路対策の重要性にかんがみ、関係省庁が一体となって水際対策を重点的に行う」との方針に基づき、捜査体制を強化して密輸事犯の情報収集・分析能力の向上を図るとともに、警察・税関等関係機関との連携を強化し合同取締り等を実施している。

「犯罪に強い社会の実現ための行動計画」

「国民の治安に対する不安感を解消し、犯罪の増勢に歯止めをかけ、治安の危機的状況を脱する」との方針に基づき、薬物犯罪等から経済、社会を防護するため、暴力団やイラン人等外国人薬物密売組織の壊滅、末端乱用者の検挙、薬物密輸の水際での阻止等薬物事犯取締りの徹底等を図っている。

③総務省による行政評価・監視等の状況

なし。

④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

なし。

⑤会計検査院による指摘

なし。